

○ 公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（開業登録の申請手続） 第四条 「略」 2 前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。 「一・二 略」 三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。） 「四〃十 略」	（開業登録の申請手続） 第四条 「同上」 2 「同上」 「一・二 同上」 三 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書 「四〃十 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	